

工事に係る入札心得書
工事に係る見積心得書

府中基地

宇宙作戦団基地業務群会計隊

工事に係る入札心得書

この心得は、部隊発注工事の入札手続業務の基準として適用するものとし、細部は、契約担当官の指示による。

(目的)

第1条 一般競争及び指名競争（以下「競争」という。）を行う場合における入札その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書に定めるところによるものとする。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。〕

(競争参加の申し出)

第2条 競争に参加しようとする者は、公告又は公示（以下「公告等」という。）において指定した期日までに、当該公告等において指定した書類を契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）に提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

(入札保証金等)

第3条 入札に参加することができる者（以下「入札参加者」という。）は、予決令第74条の公告において指定した期日までに、見積金額の100分の5以上の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約担当官等に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。

2 入札参加者は、前項ただし書の場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当官等に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金を納付する場合は、あらかじめ入札保証金の金額に相当する金額の金銭を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

4 入札参加者は、第1項本文の規定により提供する入札保証金に代わる担保が銀行等の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

5 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、

落札者以外の者に対しては、落札者決定後にその払渡請求書と引き替えにこれを還

付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、契約担当官等から競争参加資格があると認められた者又はその代理人のみとする。

- 2 入札参加者が代理人であるときは、必要に応じて別記様式第1から別記様式3までに定める個別案件についての委任状又は年間委任状を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、予決令第71条第1項の規定に該当する者を代理人とすることはできない。

別記様式第1及び別記様式第2については、公告等において指定した書類の提出期限までに、別記様式第3については、入札前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

なお、別記様式第2に定める年間委任状については、内容に変更がある場合を除き再度提出する必要は無い。

- 3 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 4 入札参加者は、入札説明書（又は指名通知書）、図面、仕様書、現場説明書、契約書案（以下「入札説明書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、入札しなければならない。

なお、入札説明書等及び現場等に疑義があるときは、入札説明書において指定した期日までに契約担当官等に書面（様式は自由とする。）を持参又は郵送等することにより質問することができる。

- 5 入札参加者は、別記様式第4により入札書を作成し、入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、入札書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による入札が認められている場合において、郵送等により入札書を提出するときは、発送後速やかに公告等において指定した担当部局に電話連絡するものとする。]
- 6 第1回の入札に際し、入札書に記載した金額に対応する内訳明細書を契約担当官等が指定した方法により提出しなければならない。
- 7 入札書及び内訳明細書が入札書提出締切時刻までに持参又は到達しない場合には、当該入札参加者は入札を辞退したものとみなす。
- 8 契約担当官等は、必要に応じ、内訳明細書について説明を求めることがある。また、内訳明細書に不備がある場合は、第8条第十一号に該当する入札として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- 9 入札参加者は、一度提出した入札書及び内訳明細書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。
- 10 入札書を提出後、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には、速やかにその旨を契約担当官等あてに書面（様式は自由とするが、入札参加者に

よる記名押印されたものに限る。以下「申出書」という。)にて申し出なければならない。申し出に際し、公告等において指定した担当部局に電話連絡し、申出書をFAXにより送信するとともに、遅滞なく申出書を契約担当官等に提出しなければならない。

なお、落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、当該契約担当官等の所在地を管轄する地方防衛局又は地方防衛支局(長崎防衛支局を除く。)の長から「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号28.3.31)に基づく指名停止を行うことがある。

- 1 1 入札参加者は、公告等又は指名通知書において指定された時刻までに、指定された場所(以下「入札室」という。)に入室し、開札に立ち会うものとする。入札室に入室しようとするときは、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書の写しを入札執行官に提示しなければならない。

なお、一般競争参加資格確認通知書又は指名通知書を受けた本人又はその代理人以外の者は、入札室に入室できないことがある。また、第1回の開札に立ち会わない場合でも提出された入札書は有効なものとして取り扱うこととするが、再度の入札を行うこととなったときは、持参による入札参加者は再度の入札を辞退したものとして取り扱うものとし、郵送等による入札が認められている場合における郵送等による入札参加者は、契約担当官等からの連絡に対して速やかに再度の入札に参加する意思の有無を明らかにするものとする。

(入札参加の取りやめ)

- 第5条 入札参加者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。
- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札辞退届(別記様式第5)を契約担当官等に持参又は郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、その旨を明記した入札書を提出するものとする。
- 3 入札参加をとりやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

- 第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札意思、入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)又は入札書、内訳書その他の契約担当官等に提出する書類(以下「入札書等」という。)の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格(入札保証金の金額等又は金融機関等の保証金額を含む。)、入札書等を意図的に

開示してはならない。

(入札の取りやめ等)

第7条 入札参加者が連合し又は不穩の行動を為す等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し若しくは取りやめることがある。

(入札の無効)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- 一 競争参加資格を有しない者のした入札
- 二 入札書の提出期限後に到達した入札
- 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした入札
- 四 委任状を提出しない代理人のした入札
- 五 記名押印を欠く入札
- 六 金額を訂正した入札
- 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- 八 明らかに連合によると認められる入札
- 九 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者のした入札
- 十 2通以上の入札書を提出又は入札函に投入した者のした入札
- 十一 その他入札に関する条件に違反した入札

2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした入札は無効として取り扱うものとする。

- 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
- 二 公告等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求める技術者を配置することができないとき
- 三 予決令第86条第1項に基づく調査等の契約担当官等が行う調査に協力しないとき
- 四 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき
- 五 落札決定までに、当該契約担当官等の所在地を管轄する遅防防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）の長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領についてに基づく指名停止を受けたとき

(落札者の決定)

第9条 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なもの）をもって有効な入札を行った者を落札者とす

る。ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他の請負契約について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあつては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものの次に有利なもの）をもって入札した者を落札者とすることがある。

- 2 予決令第85条の基準（防衛省所管契約事務取扱細則第25条第1項第1号に定める基準）に該当する入札を行った者は、契約担当官等の行う調査に協力しなければならない。

（再度入札）

第10条 開札をした場合において、落札者がいないときは、契約担当官等が指定する日時において再度の入札を行う。

- 2 入札を無効とされた者は、再度入札に参加することができない。
- 3 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。
- 4 各回の入札結果について、落札した場合は落札者名及び落札金額を、落札しなかった場合は最低入札金額を入札室において読み上げを行う。
なお、入札を保留する場合は、入札参加者に対しては口頭により通知する。
- 5 再度入札において落札者がいないときは、特別な場合を除き、不調とする。

（落札となるべき入札をした者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第11条 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

- 2 前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

（契約の保証）

〔役務的保証に限定する場合〕

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限る。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

〔役務的保証に限定しない場合〕

第12条 落札者は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、予決令第86条の調査を受けた者との契約については、10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 落札者は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。
- 3 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金の代わる担保が振替国債である場合には、あらかじめ、政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。
- 4 落札者は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 落札者は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

- 第13条 落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 落札者が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

（入札説明書等）

- 第14条 入札説明書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

- 第15条 入札をした者は、入札後、この心得書、入札説明書等及び現場等について
の不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

- 第16条 いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態による下請負契約又は再委

託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

補則

(工事契約に係る苦情処理)

第17条 苦情及び再苦情の申立て等については、防整施(事)第148号(28.3.31)により、行うものとする。

(入札参加制限)

第18条 競争参加については、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこととする。(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。以下同じ。)

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、本則第6条第2項の規定に抵触するものでない。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。)若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。)である場合は除く。

- ・親会社と子会社の関係にある場合
- ・親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 二人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- ・一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記一又は二と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(低入札価格調査に係る別に配置を求める技術者)

第19条 専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事(4500万円以上(建築一式工事9000万円以上))において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、契約の相手方が当該防衛省発注機関で入札日から過去2年以内に完成した工事、あるいは入札時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかに該当する場合、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者を専任で1名現場に配置することとする。

- (1) 65点未満の施工成績評定又は工事成績評定を通知された者
- (2) 発注者から施工中又は施工後において建設工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を請求された者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- (3) 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は契約担当官等から書面により警告 若しくは注意の喚起を受けた者
- (4) 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その 氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同時に契約担当官等に通知することとする。

(低入札価格調査に係る特別重点調査)

第20条 別紙のとおり。

低価格入札に係る特別重点調査について

本規定は、低価格入札に係る特別重点調査の対象工事に適用する。

- 1 特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合に、以下のとおり行うものとする。

- (1) 特別重点調査の実施に係る連絡等

ア 契約担当官等は、特別重点調査対象の基準に該当する価格で入札を行った者がいる場合は、当該者に対して特別重点調査を行う旨を連絡するとともに、原則として、当該連絡を行った日の翌日から起算して7日以内に、特別重点調査の実施に必要な本規定第3号に掲げる資料及び添付書類（以下「資料等」という。）の提出を求めるものとする。

また、契約担当官等は、当該者が発注者の単価に比して相当程度低い単価を採用していると認めるときは、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるかどうかを判断するため、必要に応じ、当該者に対して、その他の説明資料の提出を求めることができるものとする。

なお、当該者は、契約担当官等が求める資料等のほか、契約内容に適合した履行が可能であることを立証するために必要と認める任意の書類をあわせて提出することができるものとする。

イ 施工体制確認型総合評価方式の対象工事において、その工事の入札申込みに係る資料の提出を行った者は、提出した資料と異なる内容を特別重点調査のため提出する資料等に記載してはならないものとする。

ウ 契約担当官等は、資料等の受領後、速やかに、入札者の責任者（支店長、営業所長等をいう。）から事情聴取を行い、入札者により内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

エ 資料等については、提出期限後の差し替え及び再提出を認めないものとする。ただし、資料等及び事情聴取の内容により、契約担当官等が必要と認め、入札者に対し、記載要領に従った記載を行うべきこと、必要な添付書類を提出すべきことなどの教示を行ったときは、この限りでない。

なお、教示を踏まえた資料等の再提出等は、原則として1回に限るものとし、その提出期限については、作成に必要な時間を確保した上で適切に設定すること。

- (2) 虚偽説明等への対応

入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合、又は重点的な監督の結果、内容と入札時の特別重点調査の内容が著しく乖離した場合（合理的な乖離理由が確認できる場合を除く。）は、契約担当官等は、

次に掲げる措置を講じるものとする。

ア 当該工事の成績評価において厳格に反映する。

イ 過去5年以内にアの措置を受けたことがあるなど悪質性が高い者に対しては、工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（防整施（事）第150号。28. 3. 31）別表第2第15項により指名停止を行う。

(3) 公正取引委員会への通報

特別重点調査の結果、誓約書（様式15）を提出し、施工に必要な費用の額を下る価格で受注しようとする者（落札者以外を含む。）については、原価割れ受注のおそれがあると認められる場合として、公正取引委員会に対し、関係情報の通報を行う。

(4) 関係資料の公表

ア 契約担当官等は、誓約書（様式15）を提出し、施工に要する費用の額を下回る金額で受注した者があるときは、その者に関する情報を、企業ごと一覧することができるよう、ホームページにおいて公表するものとする。

イ アに定めるもののほか、特別重点調査の結果は、別に定めるところにより、ホームページにおいて公表するものとする。

(5) 契約後の取扱い（監督体制の強化）

契約担当官等は、特別重点調査を経て契約を行った工事については、本調査提出させた資料等及び調査記録を監督職員に引継ぐとともに、以下の措置を講じるものとする。

ア 施工体制台帳の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工体制台帳の記載内容が特別重点調査時と内容が異なる場合は、その理由等について確認する。

イ 施工計画書の内容のヒアリングを必ず行うこととし、施工計画書の記載内容が特別重点調査時の内容と異なる場合は、その理由等について確認する。

2 その他

入札者が提出期限までに記載要領に従った資料等の提出を行わない場合、前項第1号ウの事情聴取に応じない場合など特別重点調査に協力しない場合は、入札心得書第9条第2項に違反するものであり、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

3 提出を求める資料等と確認内容

特別重点調査の調査の実施に当たり、次の各号に掲げる資料等の提出をするものとする。

なお、必要な様式については、防衛省のホームページを参照するものとする。

(1) 当該価格で入札した理由（様式1）

直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費等の各費目別に、労務費、手持ち工事の状況、契約対象工事現場と当該入札者の事務所・倉庫等との関係、手持ち資材の状況、手持ち機械の状況、下請予定業者の協力等の面から、入札した価格で施工可能である具体的理由。

(2) 積算内訳書（様式2-1、様式2-2、様式2-3、様式3）

ア 数量総括表に対応する積算内訳書となっていること（指定の数量によって積算されていること。）。

イ 設計図書での要求事項を理解して見積もりを行っていること。

ウ 指定の工法によって施工することとしていること（工法の指定のない場合は、入札者の工法に安全性等の点で問題がないこと。）。

エ 発注者が支払う請負代金から支弁することを予定している費用か否かにかかわらず、施工に当たって必要となるすべての費用を計上していること。

オ 積算に下請予定業者や納入予定業者等の見積書の内容が反映され、計数的な根拠のある合理的かつ現実的な積算内訳書となっていること（原則、取引等の実績を求めること。）。

カ 現場管理費に、租税公課、保険料、従業員給与手当、法定福利費（社会保険料や労働保険に要する費用をさす。）、外注経費などを適切に計上していること。

このうち、様式5に記載する技術者及び様式14-4に記載する自社社員の交通誘導員に係る従業員給与手当及び法定福利費については、その他の費用と区別して計上していること。

また、その従業員給与手当の金額が最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、これらの者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいているなど、合理的かつ現実的な見積もりであるとともに、法定福利費の金額が法定額以上となっていること。

キ 一般管理費等に、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、地代家賃、減価償却費、租税公課、保険料、契約保証費などを適切に計上していること。

ク 自社労務者に係る費用は直接工事費に、また、自社の現場管理職員（技術者等）及び自社の交通誘導員に係る費用は現場管理費にそれぞれ計上されており、一般管理費等には計上していないこと。

ケ 契約対象工事の施工に要する費用の額を下回る額で入札した場合において、その下回る額を不足額として当該工事の一般管理費等に計上していること。

(3) 下請予定業者等一覧表（様式4）

ア 下請予定業者、資材購入予定先及び機械リース会社が具体的に予定されていること。

また、自社保有の社員、資機材等を活用する場合についても、具体的に予定されていること。

イ 下請予定業者が押印した見積書の金額が積算内訳書に正しく反映されていること。

また、下請予定業者の見積書に係る各経費内訳（機械経費、労務費、材料費及びその他費用）ごとの金額が、過去1年以内に下請業者として施工した実績のある同様の工事における金額以上であることなど合理的かつ現実的なものであること。

(4) 配置予定技術者名簿（様式5）

配置予定の主任技術者又は管理技術者（同一の要件を満たす技術者を含む。）及び現場代理人について、次の点を確認すること。

ア 他の手持ち工事の状況との関係も考慮した上で契約対象工事に実際に配置できること。

イ 自社社員であり、かつ、契約対象工事の入札公告後に入社した者でないこと。

ウ それぞれに必要な資格を有すること。

(5) 手持ち工事状況（様式6-1、様式6-2）

ア 記載された手持ち工事が実在するものであること。

イ 当該工事の資材保管場所が近距離にあること、当該工事と同種又は同類の工事と資機材を共通調達できること等により縮減できるものとする契約対象工事の工事費の各費目別の金額が、過去の実績に基づく額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(6) 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（様式7）

ア 記載された事務所、倉庫等を所有し、又は賃借していること。

イ 当該事務所、倉庫、資材保管場所等が近距離に存在することにより縮減できるものとする営繕費、資機材の運搬費、通信交通費、事務用品費など契約対象工事の経費が、計数的に合理的な見積もりとなっていること。

(7) 手持ち資材の状況（様式8-1）

ア 記載された手持ち資材を保有していること、当該資材が工事の品質確保に必要な基準水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。

イ 調達時の単価等の原価が適切に見積もられていること（手持ち資材の活用による資材費の低減が可能であること。）。また、繰り返しの使用を予定する備品等については、摩耗や償却を適切に見込んだ原価となっていること。

(8) 資材購入予定先一覧（様式 8－2）

ア 他社から購入を予定している場合

- (ア) 購入予定業者から納入を受ける予定の資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及びその単価が当該業者によって過去 1 年以内に販売された実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（他社からの購入による資材費の低減が可能であること。）。
- (イ) 購入予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

イ 自社製品の活用を予定している場合

- (ア) 自社において記載された資材を製造していること、当該資材が工事の品質確保に必要な規格水準を満たすこと及び当該資材を契約対象工事で使用する予定であること。
- (イ) 記載された単価が、自社の製造部門が過去 1 年以内に第三者と取引した販売実績額又は製造原価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（自社製品の活用による資材費の低減が可能であること。）。

(9) 手持ち機械の状況（様式 9－1）

- ア 記載された手持ち機械を保有していること及び当該機械を契約対象工事で使用する予定であること。
- イ 契約対象工事で使用可能な管理状態にあること。
- ウ 手持ち機械の使用に伴う原価が減価償却や固定資産税等を含み、適切に見積もられていること（手持ち機械や減価償却終了の機械の活用による機械経費の低減が可能であること。）。

(10) 機械リース元一覧（様式 9－2）

ア 他社からリースを予定している場合

- (ア) 機械リース予定会社からリースを受ける予定単価が、当該業者が過去 1 年以内にリースした実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること（機械リース予定会社からのリースによる機械経費の低減が可能であること。）。
- (イ) 機械リース予定会社と入札者の関係が記載のとおり存在すること。
- イ 自社の機械リース部門からリースを予定している場合
- (ア) 自社の機械リース部門において記載された機械を保有していること及び当該機械が契約対象工事にリース可能であること。
- (イ) 記載された単価が自社の機械リース部門が過去 1 年以内に第三者にリースした実績額又は原価以上の単価であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(11) 労務者の確保計画（様式 10－1）

ア 自社労務者を充てる場合

- (ア) 記載された者が自社社員であること。

(イ) 資格の保有が必要な職種に充てようとする者については、その者が必要な資格を有していること。

(ウ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額（以下「最低賃金額」という。）以上であり、かつ、過去３か月以内に支払った実績のある賃金の額以上の金額を計上しているなど合理的かつ現実的な見積もりであること（自社社員の活用による労務費の低減が可能であること。）。

イ 下請予定業者による労務者の確保を予定する場合

(ア) 下請予定業者と入札者の関係が記載のとおり存在すること。

(イ) 労務単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、下請予定業者が過去１年以内に施工した実績のある同様の工事における労務単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(12) 工種別労務者配置計画（様式１０－２）

労務者の確保計画と整合がとれており、適切な施工が可能な工種別の労務者配置計画となっていること。

(13) 建設副産物の搬出地（様式１１）

ア 記載された搬出計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された受け入れ価格が、建設副産物の受け入れ予定会社が過去１年以内に建設副産物を受け入れた実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(14) 建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書（様式１２）

ア 建設副産物及び資材等の運搬計画が関係法令を遵守したものであり、かつ、発注仕様書等で要求している要件に適合していること。

イ 記載された運搬予定者への支払予定額が、運搬予定者が過去１年以内に取り扱った実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

(15) 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（様式１３－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載した金額を入札者（元請）が負担する場合において「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「氏名」の欄

に記載した者が過去３月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去１年以内に「実施事項」欄の内容と同様の品質管理体制を確保した実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(16) 品質確保体制（品質管理計画書）（様式１３－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(17) 品質確保体制（出来形管理計画）（様式１３－３）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(18) 安全衛生管理体制（安全教育等）（様式１４－１）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去１年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 入札説明書、仕様書等で要求している要件に適合していること。

(19) 安全衛生管理体制（点検計画）（様式１４－２）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

当該価格で入札した理由

積算内訳書(兼)コスト縮減算定調書①

工事名					
工事区分・工種・種別	単位	数量	金額(円)	VE 提案等による 縮減額(円)	備 考
記載例：掘削工	m ²	1,000	2,300,000	200,000	リサイクル材の活用
直接仮設費					
共通仮設費					
共通仮設費					
純工事費					
現場管理費					
工事原価					
一般管理費					
工事価格					

積算内訳書(兼)コスト縮減算定調書①

工 事 名 :

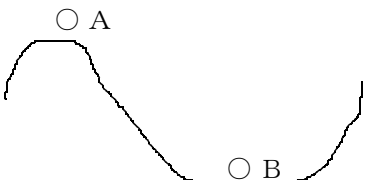
(種目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金額(円)	VE 提案等による 縮減額(円)	備 考
記載例:						
(直接工事費)						
I. 庁 舎	新築	1	式	〇〇〇,〇〇〇		
II. 囲 障	新設	1	式	〇〇〇,〇〇〇		
III. 構内舗装	新設	1	式	〇〇〇,〇〇〇		
計				〇〇〇,〇〇〇		
(共通費)						
共通仮設費		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
現場管理費		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
一般管理費等		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
計				〇〇〇,〇〇〇		
合計				〇〇〇,〇〇〇		

(科目別内訳)

名 称	摘 要	数 量	単位	金額(円)	VE 提案等による 縮減額(円)	備 考
I. 庁 舎						
1. 直接仮設		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
2. 土工		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
3. 地業		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
4. 鉄筋		1	式	〇〇〇,〇〇〇		
		・				
		・				
		・				
計				〇〇〇,〇〇〇		

VE 提案等によるコスト削減額調書

コスト削減票 (1) 土砂・発生材		削減額 (円) : 2,000,000-
(概要)	記載例 A で完了した工事発生土を活用し、コスト削減を図る。  購入土 ○ × △ △ = ▲ ▲ ▲ (単価 ○ ○ 円 / m³) 発生土 ◇ × ▲ ▲ = □ □ □ (単価 ○ ○ 円 / m³) ◆ ◆ m³ を削減	
コスト削減票 (2)		

下請予定業者等一覧表

発注者名	
工事名称	

工期	自	年	月
	至	年	月

請負金額(税込み)	
-----------	--

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

下 請 工 事	担当工事内容	
	会社名	
	経費内訳	
	資材	円
	機械	円
	労務	円
	その他	円
請負金額(税込)		円
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資 材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機 械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

労 務	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資 材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機 械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交 通 誘 導 員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

資 材	納入内容	
	会社名	
	代金額(税込)	
納期	年 月 日～ 年 月 日	

機 械	リース機械	
	会社名	
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

交 通 誘 導 員	納入内容	
	会社名	自社労務
	代金額(税込)	
工期	年 月 日～ 年 月 日	

手持ち工事の状況（対象工事現場付近）

工 事 名 (工事地先名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

手持ち工事の状況（対象工事関連）

工 事 名 (工事地先名)	発注者名	工 期	金 額	備 考
〇〇工事 (□□市〇〇大字△△地先)				(元請、下請の別)
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				
【経費削減可能額及びその計数的根拠】				

契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係

--

手持ち資材の状況

[illegible]

手持ち機械の状況

[illegible]

建設副産物の搬出及び資材等の搬入に関する運搬計画書

[illegible]

品質確保体制(品質管理のための人員体制)

[illegible]

品質確保体制(品質管理計画書)

[illegible]

品質確保体制(出来形管理計画書)

[illegible]

安全衛生管理体制(安全衛生教育等)

[illegible]

安全衛生管理体制(点検計画)

[illegible]

安全衛生管理体制(仮設設置計画)

[illegible]

安全衛生管理体制(交通誘導員配置計画)

実施内容	配置期間	員数	所属会社名	費用負担 (元請・下請)	単価 (千円)	数量	配置図
A工区交通規制(片側2車線)	H○.○.○～H○.○.○	2人		元請		○日	図○

誓 約 書

当社が下記工事の入札において申込みを行った金額は、積算内訳書に示すとおり、施工に要する費用の額を下回っています。

その不足額に相当する金額〇〇〇円は、当社が契約の相手方となったときは、当社が本社経費等から当該工事の実行予算における一般管理費等に計上した上で執行することとし、下請予定業者や資材納入予定業者などの見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等にしわ寄せすることは致しません。

また、工事の施工に当たっては、品質、安全等の確保に万全を期し、粗雑工事はありません。

記

- 1 契約対象工事名
- 2 申込みに係る金額（税込み）
- 3 契約対象工事の施工に要する費用の額（税込み）
- 4 不足額に相当する金額を自社で負担するための財源の確保方法
- 5 3の額を下回る金額で受注しようとする理由

会計機関名

役職 氏名 殿

年 月 日

社名

代表取締役 氏名

施工体制台帳

【会 社 名】 _____
【事業所名】 _____

建設業 の許可	許 可 業 種	許 可 番 号		許可（更新）年月日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日
	工事業	大臣 知事	特定 一般 第 号	年 月 日

工事名称 及び工事 内 容				
発注者名 及び住所	〒			
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日	

契 約 営業所	区 分	名 称	住 所
	元請契約		
	下請契約		

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事務所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請負契約					
		下請負契約					

発注者の監督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
---------------	--	-------------------	--

監 督 員 名		権限及び意見 申 出 方 法	
現 場 代 理 人 名		権限及び意見 申 出 方 法	
監理技術者名 主任技術者名		資 格 内 容	
専 門 技 術 者 名	専任 非専任	専 門 技 術 者 名	
	資 格 内 容	資 格 内 容	
	担 当 工 事 内 容	担 当 工 事 内 容	

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
-----------------------	-----	-----------------------	-----

(記入要領)

- 1 上記の記載事項が下請負契約書に記載ある場合は、その写しを添付することにより記載を省略することができる。
- 2 監理技術者の配置状況について「専任・非専任」のいずれかに○印をつけること
- 3 専門技術者には、土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者資格者を記載する。(監理技術者が専門技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。)
- 4 健康保険等の加入状況の記入要領は次の通り
 - ① 各保険の適用を受ける営業所について、届出を行っている場合には「加入」、行っていない場合(適用を受ける営業所が複数あり、そのうち一部について行っていない場合を含む)は「未加入」に○印を付けること。元請契約又は下請契約に係る全ての営業所で各保険の適用が除外される場合には「適用除外」に○印を付けること。
 - ② 元請契約欄には元請契約に係る営業所について、下請契約欄には下請契約に係る営業所について記載すること。なお、元請契約に係る営業所と下請契約に係る営業所が同一の場合には、下請契約の欄に「同上」と記載すること。
 - ③ 健康保険の欄には事業所整理記号及び事業所番号(健康保険組合については組合名)を記入すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ④ 厚生年金保険の欄には、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。一括適用の承認に係る営業所の場合は、本店の整理記号及び事業所番号を記載すること。
 - ⑤ 雇用保険の欄には、労働保険番号を記入すること。継続委事業の一括の認可に係る営業所の場合は、本店の労働保険番号を記載すること。
- 5 外国人建設就労者の場合の記入要領は次のとおり。
 - ① 外国人技能実習生が当該工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。
 - ② 外国人建設就労者、建設工事に従事する場合は「有」、従事する予定がない場合は「無」を○で囲む。

施工体制台帳(次下請負人に関する事項)

会 社 名		代表者名	
住 所 電話番号			
工事名称及び 工事内容	〒 (— —)		
工 期	自 年 月 日 至 年 月 日	契約日	年 月 日

建 設 業 の 許 可	施工に必要な許可業種	許 可 番 号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日
	工事業	大臣 特定 第 号 知事 一般	年 月 日

健 康 保 険 等 の 加 入 状 況	保険加入 の有無	健康保険		厚生年金保険		雇用保険	
		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外		加入 未加入 適用除外	
	事務所 整理記号等	区分	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険	
		元請負契約					
		下請負契約					

現場代理人名		安全衛生責任者名	
権限及び意見 申 出 方 法		安全衛生推進者名	
主任技術者名	専 任 非専任	雇用管理責任者名	
資 格 内 容		専門技術者名	
		資 格 内 容	
		担当工事内容	

外国人建設就労者の 従事状況（有無）	有 無	外国人技能実習生の 従事状況（有無）	有 無
-----------------------	----------	-----------------------	----------

※[主任技術者・専門技術者の記入要領]

- 主任技術者の配属状況について[専任・非専任]のいずれかに○印を付すこと。
- 専門技術者には土木・建築一式工事を施工する場合等でその工事に含まれる専門工事を施工するために必要な主任技術者を記載する。（一式工事の主任技術者が専門工事の主任技術者としての資格を有する場合は専門技術者を兼ねることができる。）
複数の専門工事を施工するために複数の専門技術者を要する場合は適宜欄を設けて全員を記載する。
- 主任技術者の資格内容(該当するものを選んで記入する。)
①経験年数による場合

過去に施工した同種の公共工事名及び発注者

[illegible]

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 「諸費用」の「技術者単価」の欄に記載した金額が、最低賃金法に定める最低賃金額以上であり、かつ、それを入札者（元請）が負担する場合にあっては、「点検実施者」の欄に記載した者が過去3月以内に支払を受けた実績のある賃金の額に基づいたものであり、下請予定業者が負担する場合にあっては、下請予定業者が過去1年以内に「点検対象」、「対象区間」及び「時期・頻度」の各欄に記載の内容と同様の安全衛生管理体制を確保した際の実績のある技術者単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

エ 仕様書等で要求している要件に適合していること。

(20) 安全衛生管理体制（仮設置計画）（様式14-3）

ア 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を入札者（元請）が負担する場合において、「計上した工種等」に記載された費目に、「見込額」に記載された金額が計上されていること。

イ 「諸費用」の「見込額」に記載された金額を下請予定業者が負担する場合において、「見込額」に記載された金額が、下請予定業者の過去1年以内の取引実績のある単価以上の金額であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 仕様書等で要求している要件に適合していること。

(21) 安全衛生管理体制（交通誘導員設置計画）（様式14-4）

ア 自社社員を交通誘導員に充てる場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の見積りが交通誘導員への支払給与の直近3ヶ月の実績額以上でされていることなど合理的かつ現実的なものであること。

イ 派遣会社から交通誘導員の供給を受けることを予定する場合

(ア) 単価が最低賃金法に定める最低賃金額以上であること。

(イ) 単価の当該交通誘導員の派遣会社が過去1年以内に交通誘導員を派遣した実績のある単価以上であるなど合理的かつ現実的なものであること。

ウ 交通規制方法に応じて必要な人数の交通誘導員を配置する計画となっていること。

エ 仕様書等で要求している要件に適合していること。

(22) 誓約書（様式15）

ア 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の額を下回る場合に、その下回る額を自社の本社経費等から契約対象工事の一般管理費等に確実に計上することによって、入札者が落札契約後に下請

予定業者や資機材納入業者等の見積金額を故なく減額するなど下請予定業者等に
しわ寄せをし、手抜き工事を誘発することのないよう、その旨を代表取締役が誓
約した書面を提出していること。

イ 入札者の申込みに係る価格が入札者の積算における工事の施工に要する費用の
額を下回る場合に、その下回る額を自社で負担するための財源の確保方法が具体
的に確認できること。

特に、当該下回る額（当該年度において、契約対象工事以外の防衛省発注の建
設工事に関し、低入札価格調査を経て、入札者の積算における施工に要する費用
の額を下回る価格で受注した経歴を有する者にあつては、その下回る価格の合計
額と契約対象工事に係る下回る額との合計）が前年度の営業利益金額を上回ると
きは、より確実な財源の確保方法が具体的に確認できること。

(23) 施工体制台帳（様式 16）

施工体制が適切であること。

(24) 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（様式 17）

過去 5 年間の施工工事で低入札価格調査の対象となったもの。

(25) 補足

本調査の細部については、「低入札価格調査制度対象工事に係る特別重点調査の
運用について（通知）」（防整施第 7 1 2 3 号 28. 3. 31）（以下「通知」と
いう。）に定めるところによる。

なお、工事等に係る防衛省所管契約事務取扱細則第 25 条第 1 項に規定する基準
の取扱いに関する細部事項について（防整施第 7 1 2 2 号。28. 3. 31）別紙
第 20 号に該当する工事については、通知別紙第 1 項に定める調査価格の算定は、
次による。

「低入札価格調査対象者の申し込みに係る価格の積算内訳」及び「予定価格の積
算内訳」の費用の額のうち、「直接工事費の額」は直接工事費から 10 分の 1（昇
降機等の場合 5 分の 1）を減じた額とし、「現場管理費の額」は、現場管理費に直
接工事費から減じた直接工事費の 10 分の 1（昇降機等の場合 5 分の 1）を加えた
額として、特別重点調査の実施を判定する。

工事に係る見積心得書

この心得は、部隊発注工事の業者見積業務の基準として適用するものとし、細部は、契約担当官の指示による。

（目的）

第1条 見積書を徴収して随意契約により契約を行う場合の見積その他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）〕、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）〔、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）〕、防衛省所管契約事務取扱細則（平成18年防衛庁訓令第108号）その他の法令に定めるもののほか、この心得書の定めるところによるものとする。

〔注：〔 〕は、当該契約が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第3条第1項に規定する特定調達契約に該当する場合に適用する。〕

（見積等）

第2条 見積書を提出することができる者（以下「見積者」という。）は、契約担当官等（防衛省所管契約事務取扱細則第2条に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積依頼を受けた者若しくはその代理人のみとする。

2 別記様式第1及び別記様式第2については、契約担当官等が指定した期日までに、別記様式第3については、見積書提出前までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）により提出するものとする。

3 見積者は、仕様書、図面、標準契約条項等（以下「仕様書等」という。）及び現場（やむを得ず立ち入れない場合を除く。）等を熟覧の上、見積しなければならない。

4 見積者は、別記様式第6により見積書を作成し、見積件名、見積日時及び商号又は名称を表記した封筒に入れて封かんの上、見積書提出締切時刻までに提出しなければならない。郵送等による見積が認められている場合において、郵送等により見積書を提出する場合は、発送後速やかに見積依頼書において指定した担当部署に電話連絡するものとする。

5 見積者は、一度提出した見積書の引き替え、変更又は取消しをすることができない。

（見積参加の取りやめ）

第3条 見積参加者は、見積書を提出するまでは、いつでも見積参加を取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積書を提出したものがいないときに再度の見積を行う場合も、また同様とする。

- 2 見積者は、見積を辞退するときは、見積辞退届（別記様式第7）を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることのできない場合は、その旨を明記した見積書を提出するものとする。
- 3 見積参加を取りやめた者は、これを理由として以後不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な見積の確保）

- 第4条 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 見積参加者は見積にあたっては、他の見積参加者と見積意思、見積価格又は見積書その他の契約担当官等に提出する資料（以下「見積書等」という。）の作成についていかなる相談も行ってはならず、独自に見積価格を定めなければならない。
 - 3 見積参加者は契約相手方の決定前に他の見積参加者に対して見積意思、見積書等を意図的に開示してはならない。

（見積の取りやめ等）

- 第5条 見積者が連合し又は不穏の行動をなす等の場合において、見積を公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者を見積に参加させず又は見積を延期し若しくは取りやめることがある。

（見積の無効）

- 第6条 次の各号のいずれかに該当する見積は、無効とする。
- 一 見積に参加する資格を有しない者のした見積
 - 二 見積書の提出期限後に到達した見積
 - 三 契約担当官等が提出を求めた資料を提出しないもの、虚偽の記載又は不備のある資料を提出した者のした見積
 - 四 委任状を提出しない代理人のした見積
 - 五 記名押印を欠く見積
 - 六 金額を訂正した見積
 - 七 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
 - 八 明らかに連合によると認められる見積
 - 九 当該見積について他の見積者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者のした見積
 - 十 その他見積に関する条件に違反した見積
- 2 開札後、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積は無効として取り扱うものとする。
- 一 配置予定技術者を配置することができなくなったとき（契約担当官等が配置予定技術者の変更をやむを得ないとして承認した場合を除く。）
 - 二 公示等の定めに基づき契約担当官等が専任の監理技術者とは別に配置を求め

る技術者を配置することができないとき

三 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、防衛省発注工事等からの排除要請があったとき

(契約の相手方の決定)

第7条 見積者が提出した見積金額が、契約担当官等が定めた予定価格の制限の範囲内である場合に、契約の相手方とする。

(再度見積)

第8条 前条の予定価格に達した価格の見積がないときは、必要に応じ再度見積を行う。

(契約の相手方となるべき見積をしたものが2人以上ある場合の契約の相手方の決定)

第9条 契約の相手方となるべき見積をした者が2人以上あるときは、契約担当官等が指定する日時及び場所において、当該見積をした者にくじを引かせて契約者を決定する。

2 前項の場合において、当該見積をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約の保証)

[役務的保証に限定する場合]

第10条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、1件）公共工事履行保証証券による保証（瑕疵担保特約を付したものに限り。）を付し、その証券を取扱官庁に提出しなければならない。この場合の保証金額は、契約金額の10分の3以上としなければならない。

[役務的保証に限定しない場合]

第11条 契約の相手方は、契約書案の提出と同時に、契約金額の10分の1（建設工事にあつて、1件につき予定価格が国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第3条第1項に規定する財務大臣の定める額以上の契約については、10分の3）以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書を添えて契約担当官等に提出しなければならない。

3 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替

国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁からこの申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に振り替えの申請を行わなければならない。

- 4 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証であるときは、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 5 契約の相手方は、第1項ただし書きの規定により契約保証金の納付を免除された理由が、公共工事履行保証契約及び履行保証保険契約を締結したことによるものであるときは、公共工事履行保証契約にあっては公共工事履行保証証券に係る証券を、履行保証保険契約にあっては履行保証保険に係る証券を契約担当官等に提出しなければならない。

（契約書等の提出）

- 第12条 契約の相手方は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、契約の相手方と決定した日の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日の関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）に、これを契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。
- 2 契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、契約の相手方としての資格を失う。

（仕様書等）

- 第13条 仕様書等は、積算等の目的以外に使用しないものとする。

（異議の申立）

- 第14条 見積者は、見積書提出後、この心得書、仕様書等及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（その他）

- 第15条 不適切な形態による下請契約又は再委託契約により工事又は業務を実施する等契約当事者相互間の信頼関係を損なうような行為を行ってはならない。

別記様式第 1
○年○月○日

委 任 状

受任者
営業所等名
役 職
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積及び契約に関する
権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

委任者
住 所
商号又は名称
役 職
代 表 者 氏 名

〇〇〇〇〇〇【会計機関名を記載】
役 職 氏 名 殿

年 間 委 任 状

受任者
営業所等名
役 職
氏 名

私は上記の者を代理人と定め、貴職発注の工事（業務）について次の権限を委任します。

記

委任期間（※） 年 月 日から
 年 月 日まで

委任事項（例）

1. 入札及び見積について
2. 契約締結について
3.

委任者
住 所
商号又は名称
役 職
代表者氏名

○○○○○【会計機関名を記載】
役 職 氏 名 殿

※委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。

別記様式第3
○年○月○日

委 任 状

当社は、○○○○を代理人と定め、下記工事（業務）の入札・見積に関する一切の権限を委任します。

記

工事名（業務の名称）：

代理人使用印鑑

○○○○○【会計機関名を記載】
役 職 氏 名 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

入 札 書

工事名（業務の名称）：

入札金額：¥

上記の金額をもって入札心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、入札します。

○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】

役 職 氏 名 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

入 札 辞 退 届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により入札を辞退します。

○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】

役 職 氏 名 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

見 積 書

工事名（業務の名称）：

見積金額：¥

上記の金額をもって見積心得書及び現場説明書の条項を承諾の上、見積します。

○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】

役 職 氏 名 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名

注：金額、月日等の数字は算用数字で明確に記載すること。

見 積 辞 退 届

工事名（業務の名称）：

上記工事（業務）について、都合により見積を辞退します。

○年○月○日

○○○○○【会計機関名を記載】

役 職 氏 名 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名